

第十九号議案

江戸川区民健康施設条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月十五日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

江戸川区民健康施設条例の一部を改正する条例
江戸川区民健康施設条例（昭和五十一年三月江戸川区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「「区長」を「「区長」」に改める。

第六条第一項中「別表」を「宿泊については別表第一に、日帰り入浴については別表第二」に改める。

第七条第一項中「終了時」の下に「まで」を加える。

第十五条第三号中「宿泊」の下に「又は日帰り入浴」を加える。

別表を次のように改める。

別表第一（第六条関係）

宿泊

利用者の区分		利用料金	利用単位
一般		六、四六〇円	
児童		二、七四〇円	一泊一人当たり

備考

- 一 一般とは中学生以上の者をいい、児童とは小学生をいう。
- 二 就学前の乳幼児の利用料金は、無料とする。ただし、寝具を利用する場合は、児童扱いとする。

三 区民以外の者が区民健康施設を利用する場合には、規定利用料金の五割相当額を上限として当該規定利用料金に加算した額を当該者の規定利用料金とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

四 指定管理者があらかじめやむを得ないと認めた場合は、利用時間を延長して利用することができ。この場合の利用料金は、一人一時間当たり一、〇五〇円を上限とした額とする。

五 利用料金には、別表第二に掲げる利用料金を含むものとし、飲食料金及び入湯税は含まないものとする。

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二（第六条関係）

日帰り入浴

利用者の区分		利用料金	利用単位
中学生以上		一、〇八〇円	一回一人当たり
三歳以上中学生未満		六〇〇円	

備考

- 一 三歳未満の者の利用料金は、無料とする。
- 二 区民以外の者が区民健康施設を利用する場合には、規定利用料金の五割

相当額を上限として当該規定利用料金に加算した額を当該者の規定利用料金とする。ただし、指定管理者が特別の理由があるときはこの限りでない。

三 利用料金には、飲食料金及び入湯税は含まないものとする。

付 則

この条例は、江戸川区規則で定める日から施行する。

(説明)

塩沢江戸川荘温泉棟の開業に伴い、区民健康施設の宿泊に係る利用料金の上限額を引き上げるとともに、温泉施設の日帰り入浴に係る利用料金の上限額を定めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。